



尼崎市家庭ごみべんりちょう

毎年発行するものではありません。
大切に保管してください。

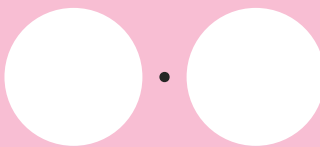
(令和4年(2022年)度改訂版)

保存版

※収集曜日は、26・27ページで確認し、〇欄へご記入ください。

燃やすごみ

毎週



曜日

びん・缶・ペットボトル

毎週



曜日

紙類・衣類

毎週



曜日

金属製小型ごみ 危険なもの

毎月



回目の

曜日

ごみは指定された**収集曜日**の**当日朝8時まで**に出してください。

※交通状況などにより、収集時間が変動する場合があります。

- 大型ごみ、臨時ごみのお申込み
- 路上等で亡くなった動物（犬・猫等小動物）の引取りのお申込み
- 分別区分、収集日など家庭ごみに関するお問合せ

お申込み、お問合せは

家庭ごみ案内センターへ
☎ **06-6374-9999**
FAX **06-6409-1193**

受付
時間

月～金曜日：午前8時～午後4時45分
土曜日・祝日：午前9時～午後4時45分
※年末年始を除く

尼崎市大型ごみ・臨時ごみ
インターネット受付



※聴覚障害等の電話利用が困難な方に限り
FAXでのお申込み・お問合せも可能です。

●大切なお知らせ

資源物の持ち去り行為は

令和5年(2023年)4月1日から条例で禁止されています!!

詳しくは10ページ

市のホームページアドレス <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

※最新の情報は、ホームページをご覧ください。

編集・発行：令和7年(2025年)9月 尼崎市

家庭ごみの分け方と出し方	2・3
尼崎市のごみ処理計画とごみ減量・リサイクルについて	4・5
みんなで広げる「もったいない!あまがさき」	6・7
災害が発生した時は	8・9
路上喫煙のルール・マナーについて/ごみ減量・リサイクルの推進のために	9
尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例について	10
家庭ごみの出し方のきまり	11
燃やすごみ	12
びん・缶・ペットボトル	13
紙類・衣類	14・15
金属製小型ごみ・危険なもの	16・17
大型ごみ種類別料金表	18
大型ごみ・臨時ごみの取扱い	19
ごみ分別辞典/まだ使えるものはリユース(再使用)を/不法投棄に関すること	20
家庭ごみの持込みについて	21
市が収集しないごみ	22~24
みそのどろの出し方 地域清掃ごみの申込みについて	25
各地区のごみの収集曜日 紙類・衣類の収集について	26・27
お問合せ先など 事業系ごみ(事業系一般廃棄物)について	28

家庭ごみの分け方と出し方

収集	区分	出し方	家庭ごみの分け方	処理
週2回	燃やすごみ	指定袋 尼崎市指定袋	<p>詳しくは12ページ</p> <p>※生ごみ以外のごみは、一度に多量に排出せず、少しずつ分けて排出してください。(目安は指定袋 大2袋まで)</p> <p>生ごみ 資源化できない紙くず・繊維くず ゴム類 革類</p> <p>プラスチック類 せともの類 その他</p> <p>ボトル類・カップ類・パック類 ポリ袋・ラップ類</p> <p>発泡スチロール プラスチック製品</p> <p>リチウムイオン電池などの小型充電式電池を「燃やすごみ」に出さないでください！ ごみ収集車や処理施設での火災事故の原因になります。 詳しくは 16・17 ページ</p> <p>20cm未満の金属を含むもの(飲料・食品缶を除く)</p>	焼却して発電
週1回	びん・缶・ペットボトル	指定袋	<p>詳しくは13ページ</p> <p>空きびん(飲料・酒・調味料・食品用)</p> <p>空き缶(飲料・酒・調味料・食品用)</p> <p>ペットボトル(飲料・酒・みりん・しょうゆ用) ※対象はペットボトルマークのもの</p> <p>PET</p> <p>農薬びん、塗料びんなど</p> <p>スプレー缶・カセットボンベ、塗料缶・オイル缶、20cmを超える食品缶</p> <p>金属製小型ごみ(危険なもの)へ</p> <p>ソース、食用油、洗剤などプラマークのボトル →「燃やすごみ」へ</p>	選別してリサイクル


申込みが必要なもの(有料)

大型ごみ 詳しくは18・19ページ

有料 (1点につき300円から1,800円)

- ・大きさが50cmを超えるもの
- ・「大型ごみ種類別料金表」に記載のもの

例) たんす、自転車、ふとん など



臨時ごみ 詳しくは19ページ

有料 (一辺が1.8mの立方体相当分の量につき5,400円)

- ・一度に多量に出るごみや引越しごみ

クリーンセンターへの家庭ごみの持ち込み

有料 (家庭系ごみ: 10kgあたり103円)

- ・2日前までに予約が必要

詳しくは21ページ

お願い

- ごみは指定された収集曜日の当日朝8時までに出してください。
- 選別作業の支障になるため、指定袋を二重にしたり、ほかの袋に入れてから指定袋に入れたりすることはやめてください。

収集	区分	出し方	家庭ごみの分け方	処理
週1回	紙類	種類ごとの指定袋	<p>詳しくは14・15ページ</p> <p>新聞 ダンボール その他紙類 (雑誌・紙箱・包装紙など)</p> <p>※雨天時も収集しています。</p> <p>リサイクルできない紙は出せません！ 紙コップ、銀紙、写真、感熱紙など →「燃やすごみ」へ</p>	選別してリサイクル
	衣類	指定袋	<p>詳しくは15ページ</p> <p>衣類(着用可能な状態のもの)</p> <p>ぬいぐるみ、タオル、布きれなど 布団、じゅうたん</p> <p>→「燃やすごみ」へ →「大型ごみ」へ</p> <p>※雨天時は出さないで、次回以降に出してください。(濡れると再使用できません。)</p>	選別して再使用
月1回	金属製小型ごみ	「小型ごみ」とメモを貼る	<p>詳しくは16ページ</p> <p>※はり紙がない場合は、収集しません。</p> <p>大きさが20cm～50cmのもの</p> <p>家電製品類 金属製家庭用品類 缶類</p> <p>かさ</p> <p>(ビーチパラソルは「大型ごみ」へ)</p>	破碎して金属回収・焼却など
	危険なもの	指定袋	<p>詳しくは16・17ページ</p> <p>刃物類 ガラス類 塗料缶・オイル缶</p> <p>※ほかのごみとは分けて指定袋に入れてください。 スプレー缶・カセットボンベ</p>	

市が収集しないもの

詳しくは22～24ページ

家電リサイクル法対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)、パソコン、バイク、処理困難物など市では収集しません。クリーンセンターへの持込みもできません。処分するときは各ページをご参考ください。

申込みが必要なもの(無料)

みそのどろ

・地区ごとに収集月が決まっています。

詳しくは25ページ

路上等で亡くなった動物(犬・猫等小動物)の引取り

家庭ごみ案内センター(28ページ)にて受付します。

尼崎市のごみ処理計画と ごみ減量・リサイクルについて

わたしたちは、
これからの10年間でごみを **10%** 減らすことを
目指しています。

なぜごみを減らす必要があるの？

ごみを減らす大きな3つの理由

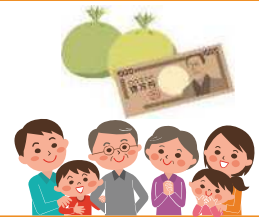
理由1 家計を節約できます。

ごみも元はお金を出して買ったもの。むだなものを買わないなどのごみを減らす取組は、節約にもつながります。また、ごみ袋代やごみ処理料金も減らすことができます。



理由2 大切な税金を有効に使えます。

ごみ処理にかかるコストは、1年間で約45億円(市民1人あたり 約1万円)！
ごみが多いと大きなごみ処理施設が必要になり、ごみを燃やしたあとに残る灰の埋立て(最終処分)にも年間約2.5億円かかっています。ごみを減らしてコストを削減すると、社会保障、教育や子育て支援などのほかの行政サービスに役立てることができます。



理由3 ごみ減量は環境問題の身近な課題です。

わたしたちが普段使っているものは、限りある大切な資源を使って作られています。また、ごみを運んだり燃やしたりするときに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が発生します。さらに、ごみが川や海に流出すると、海洋汚染の原因となり、生態系に影響を与えます。

ごみを減らすことは、わたしたちの地球をまもることにつながります。



どうやってごみを減らすの？

ごみになるものを

買わない・使わない・作らない

リデュース を中心に、3Rに取り組みましょう！

ごみを減らす3か条「3R」

- リデュース Reduce** : ごみをつくらないこと(発生抑制)
- リユース Reuse** : くりかえし使うこと(再使用)
- リサイクル Recycle** : 原料に戻して使うこと(再生利用)

ごみの中には、食品ロスや紙資源など、「もったいない」ものがたくさん捨てられています。「もったいない」を合言葉に、

①リデュースでごみを減らす ②コスト意識を持つ ③環境問題以外も解決を目指す ④みんなで取り組む
を意識して、ごみを減らしましょう！



生ごみ・食品ロスの削減

家庭で食品ロスが出ていないか振り返り、買いすぎに気を付けるなど食品ロス削減に取り組む。

リデュース

詳しくは6ページ



プラスチックごみの削減

ライフスタイルを見直し、むだなプラスチックを使わない生活に転換する。

リデュース

リユース

詳しくは7ページ



紙資源のリサイクルの徹底

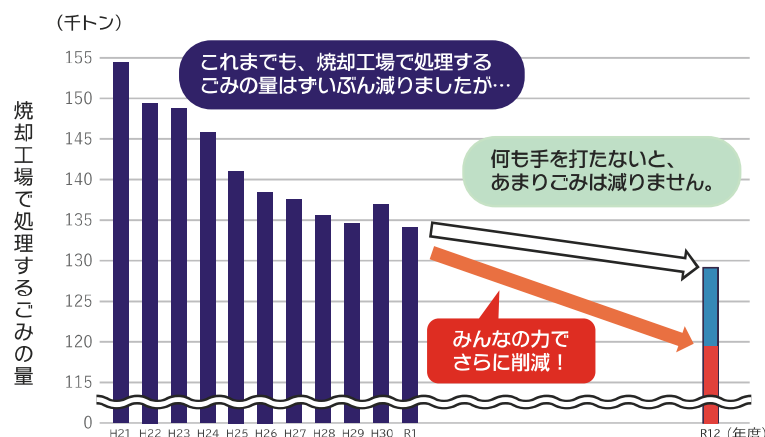
ふせんや、お菓子の箱などの小さな紙もきちんと分別して、紙資源のリサイクルを進める。

リサイクル

詳しくは14・15ページ

どれくらいごみを減らすの？

ごみを減らすために、計画をつくりました。
(尼崎市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月))
詳しくは市ホームページをご覧ください。



家庭でのごみ減量目標

毎日の「燃やすごみ」量を**10%削減!**

令和3年(2021年)度からの10年間で一人一人が毎日出す「燃やすごみ」量を、令和元年(2019年)度比で**10%(1人1日あたり47g:たまご1つつ)**減らします。

令和元年度実績値

令和12年度目標値



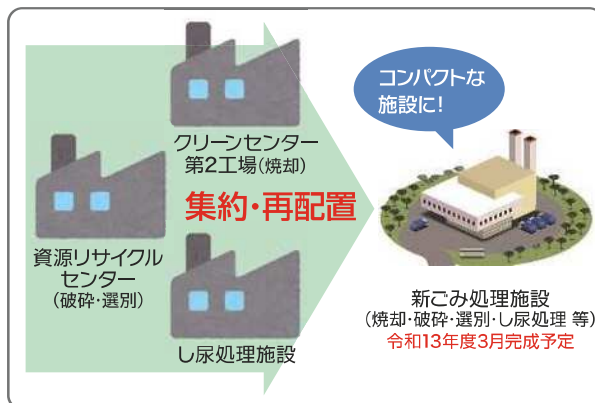
ごみ処理施設の更新について

老朽化が進んでいる現在のごみ処理施設を更新し、令和13年(2031年)度から新しいごみ処理施設での処理をスタートできるよう、現在準備を進めています。

ごみ処理施設の建設にかかる費用は、施設の規模(1日に処理できるごみの量)が大きくなるほど高くなってしまいます。

➔ **そこで!**

ごみを減らしてコンパクトな施設をつくります。



ごみが減らないとどうなるの？

ごみが減らなければ、令和13年(2031年)3月完成予定の新しいごみ処理施設ではごみ処理が追い付かず、余分なコストが発生してしまいます。

そこで、令和8年度にごみの減量状況などを評価して目標の達成が困難と思われるときは、「家庭系ごみの有料化」の導入を進めます。

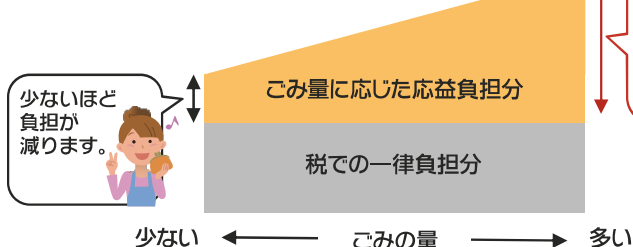


尼崎市シティプロモーションマスコット あまっこ

💡「家庭系ごみの有料化」とは？

今使われているごみの指定袋の価格に、これまで含まれていなかったごみ処理手数料を上乗せすることにより、ごみを出す量に応じた処理コストの負担をお願いする制度です。
ごみ減量や分別の取組に応じて、負担を軽減することができます。

もし有料化になると…



応益負担分のごみ処理コスト

➔ 指定袋の価格に上乗せ(指定袋の値段が今よりも高くなります。)





「もったいない！」

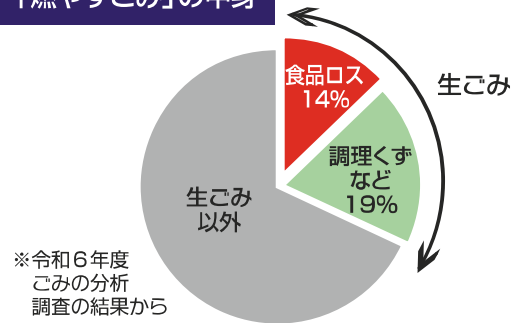
食品ロスを減らしましょう

リデュース

食品ロスとは？

食べ残しや期限切れなどにより、まだ食べられるのに捨ててしまっている食品のことです。食べ物を捨てることは家計にも環境にも悪い影響があり、「もったいない！」市の「燃やすごみ」では、約14%が食品ロスです。重さにすると、1年間に1世帯当たり約41kgも発生していることとなります。

「燃やすごみ」の中身



食品ロスを減らす取組の例

おうちでは…

- 💡 ごはんは必要な分だけ作り、食べ残しをなくす。
- 💡 定期的に冷蔵庫の整理をする。



買い物のときは…

- 💡 必要な分だけ買う。
- 💡 買ってすぐ食べるものは、商品棚の手前から購入する。



外食するときは…

- 💡 食べきれる量を注文する。
- 💡 食べきれないときは料理を持ち帰る。

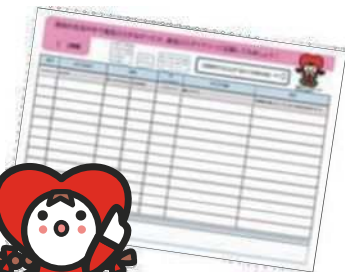


食品ロスを記録してみませんか？

家庭から出る食品ロスを日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」に取り組むと、食品ロスが見える化でき、削減に向けた行動につながりやすくなります。

市民モニター調査では、記録することで買いすぎや作りすぎといった食べ物の「むだ」に気づき、意識的な冷蔵庫整理に取り組むなどの効果がみられました。

ダイアリーに記録して、普段の生活を見直してみませんか？食品ロス削減につながるヒントが見つかるかもしれません。



市ホームページに「尼崎市食品ロスダイアリー」様式を掲載しています。

フードドライブにご協力を

家庭で余っている食品を持ち寄り、食べ物を必要としている団体等に寄付する活動のことで、食品ロス対策の一環としても関心が高まっています。市内の回収場所など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



回収品目

次の1～6の全てを満たすもの

- 1 未開封のもの
- 2 賞味期限まで1カ月以上あるもの
- 3 常温保存のもの(冷蔵・冷凍食品以外)
- 4 製造者又は販売者が表示されているもの
- 5 成分又はアレルギー表示のあるもの
- 6 アルコール類(みりん・料理酒は除く)や手作りの品以外のもの



お持ちいただきたい食品の例

お米、素麺やパスタなどの乾麺、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、のり、お茶漬け、ふりかけ、粉ミルク、離乳食、お菓子、調味料など



あまがさき」

プラスチックを上手に使おう **リデュース** **リユース**

プラスチックはなにが問題？

プラスチックは、軽くて丈夫、加工しやすいなどの利点が多く、わたしたちの身の回りで幅広く利用されています。

一方で、海洋汚染、地球温暖化の進行や資源の枯渇の原因になるなど、様々な問題が明らかとなっており、プラスチック削減が世界的な課題となっています。



海洋プラスチックごみ問題

海に捨てられたごみや、陸域でポイ捨てされたごみが、風や雨で流されて海へと流れ出ること、海洋汚染の原因となり、生態系に悪影響を与える可能性があります。



地球温暖化への影響

プラスチックを作るときや、ごみとして出されたプラスチックを燃やすときに地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しています。



資源の枯渇

プラスチックのほとんどは、石油が原料です。むだなプラスチックを使うと、限りある資源の枯渇につながります。

プラスチック製の袋や飲み物の容器などを、1度使っただけで捨ててしまうことはありませんか？

使い捨てプラスチックは便利で、どうしても必要な場面がある一方で、過剰に使用していることもあります。

わたしたち一人一人が普段の生活を見直して、プラスチックごみ削減のためにできることから実践しましょう！

こんなにある！

身の回りの使い捨てプラスチックの例

- ・レジ袋、商品を小分けするポリ袋
- ・商品を包んでいるビニール製の包装
- ・コンビニなどでもらうスプーンやフォーク
- ・テイクアウト用の飲料カップやストロー
- ・シャンプーや洗剤などの容器
- ・ホテルのアメニティの歯ブラシやカミソリ
- ・カップ麺、弁当やプリンなどの容器 など

プラスチックごみを減らす取組の例

マイバッグやマイボトルを持ち歩く。



リデュース
リユース

マイスプーンやマイフォークを持っておく。



リデュース
リユース

シャンプーや洗剤は詰め替え商品を選ぶ。



リデュース
リユース

食品の保存にはくりかえし使える容器を使う。



リデュース
リユース

無料で使える給水スポット、拡大中！

市内の公共施設などに誰でも自由に使える給水スポットを設置しています。お出かけするときは、マイボトルを活用しましょう！

設置場所については市ホームページをご覧ください。



結局ごみになる
使い捨てプラスチック
は使わない
もったいない！



災害が発生したときは

大規模な自然災害が発生すると、自宅の片付けや損壊家屋の解体等に伴い大量の災害廃棄物が生じます。災害廃棄物の処理が滞ると、復旧・復興の大きな妨げになります。

尼崎市では、自然災害により発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施し、速やかな復旧・復興を進めることを目的に「尼崎市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

「尼崎市災害廃棄物処理計画」については市ホームページをご覧ください。



災害廃棄物とは

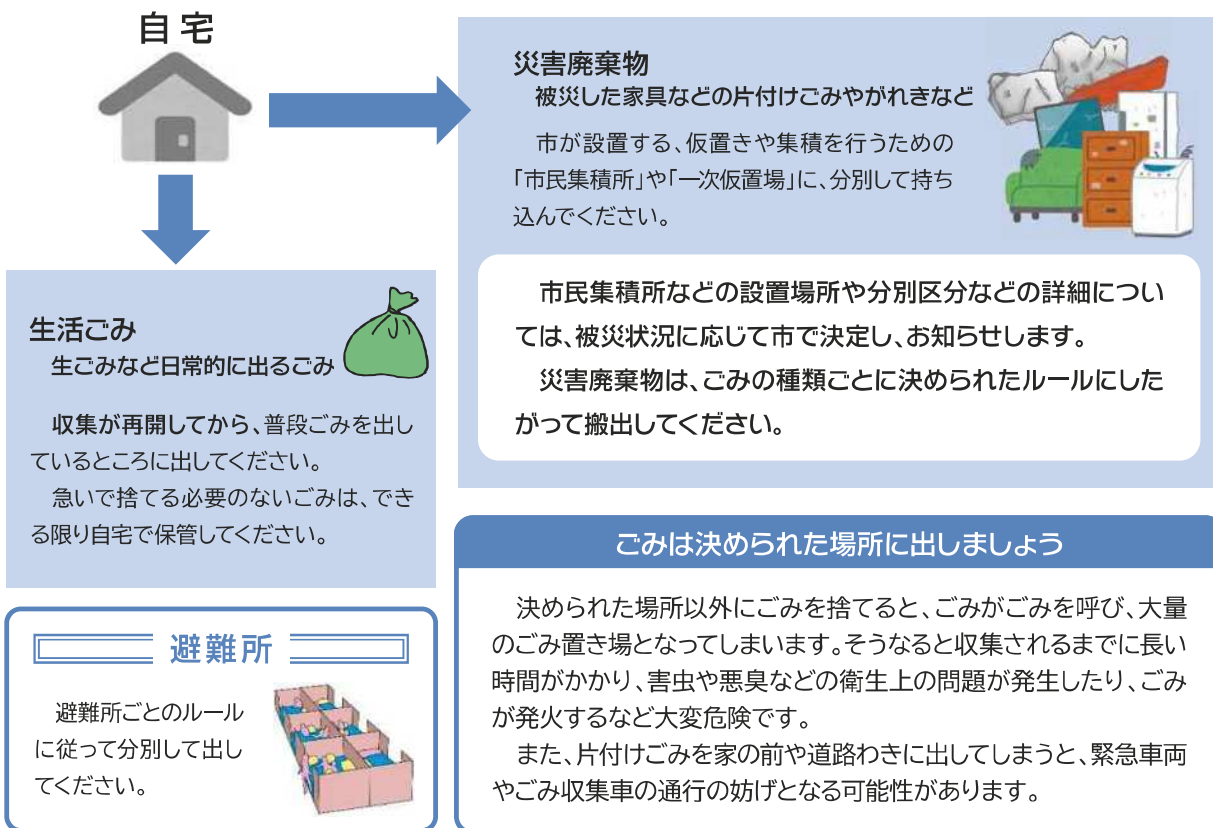
災害時には、普段のごみだけでなく、避難所からでるごみや片付けごみなどの災害廃棄物も発生します。

【災害時に発生する廃棄物】

区分	内容	
災害廃棄物等	生活ごみ	家庭から排出される通常の生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
	し尿	避難所等における仮設トイレ等からのくみ取りし尿等
	災害廃棄物	市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される廃棄物（片付けごみ） 損壊家屋等の撤去に伴い排出される廃棄物（家屋撤去ごみ） 損壊・流出等によりがれき状態になった建物や津波堆積物等の撤去が必要な廃棄物等

災害時のごみの出し方

発災後すぐに発生する片付けごみや道路障害物などは通常の処理体制では処理しきれないため、災害廃棄物を持ち込むことができる場所を指定する場合があります。速やかな復旧・復興を進めるため、災害時のごみについても、必ず分別をお願いします。



災害時のごみ収集に関するお願い

- 発災後、3日以内に収集再開することを目標としています。
- 収集する品目や収集曜日については随時お知らせします。
- 腐りやすい「燃やすごみ」を優先して収集する必要があるため、資源ごみの収集は一時的に中止する可能性があります。その場合、資源ごみは収集再開まで家の中で保管をお願いします。
- 災害時には、普段と異なる車両（普通のトラックなど）でごみを収集する可能性もあるため、メロディでのお知らせを行わないことがあります。
- 災害時には、クリーンセンター（ごみ焼却工場）も被災する可能性もあり、また、クリーンセンターへ車両等が集中すると、復旧作業などに支障が生じる恐れがあるため、自己搬入受付は一時的に中止する予定です。

平時からの備えが大切です

- 家にある不要なものは処分しておきましょう。災害廃棄物を少なくするだけでなく、避難経路の確保にも役立ちます。
- 家具は固定するなど転倒しないようにしておくことで、破損を防ぐことができ、ケガの防止にもつながります。

路上喫煙のルール・マナーについて

受動喫煙とポイ捨てのないまちへ

「尼崎市たばこ対策推進条例」に基づいて、市内全域での歩きたばこ・吸い殻のポイ捨て禁止及び受動喫煙の防止等を定めています。

また、令和7年(2025年)4月1日より、路上喫煙禁止区域で路上喫煙した場合、過料1,000円を徴収しています。

啓発プレートを掲示しませんか？

市条例の啓発プレートを配布しています。歩きたばこや吸い殻のポイ捨てが多く困っている方、ぜひ自宅の前などへの掲示にご協力ください。マナー向上推進担当及び各地域課でも配布を行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。どうか、左記お問合せ先まで、ご連絡ください。

お問合せ先

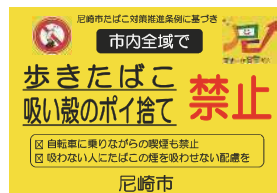
マナー向上推進担当

☎ 06-6489-6581

FAX 06-6489-6686



尼崎市マナー向上シンボルマーク



尼崎市

市ホームページはこちら



ごみ減量・リサイクルの推進のために

さわやか推進員を募集しています！

地域や環境のために、ごみに関する活動に取り組む「さわやか推進員」に登録しませんか？

「できる人」が「できる時」に「できること」を、というテーマのもと、ごみ減量・リサイクルの取組の輪の拡大を目指しています。



詳しくはごみ減量政策担当
(☎06-6409-1341/FAX 06-6409-1277)
又は市ホームページをご覧ください。



資源集団回収運動を始めませんか？

家庭から出る紙類や缶類などを自主的に回収して、リサイクル業者に引き渡す運動を行っている市民団体などに、回収量に応じて奨励金を交付しています。

対象品目

紙類、布類、缶類

奨励金額

回収量 1キログラムあたり3円

詳しくはごみ減量政策担当
(☎06-6409-1341/FAX 06-6409-1277)
又は市ホームページをご覧ください。



尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例について

分別排出・適正処理の徹底によるごみ減量について

市の焼却工場に運ばれたごみの中には、きちんと分別すれば資源化できる紙類やびん・缶・ペットボトルが多く含まれています。ごみ減量・リサイクルの推進のため、令和5年(2023年)4月1日から、分別・排出方法のルールを明確化し、不適正排出・不適正搬入に対する指導等の根拠を条例で定めています。

●家庭ごみの排出ルール

市が定める分別・排出方法に従う義務を規定します。

ごみ出しのルールが守られていないときは、ごみ出し状況などを確認して指導を行います。

指導に従わず、違反を繰り返す場合は、2,000円以下の過料が科される場合があります。

●どんなことが指導対象になるの？

・「燃やすごみ」や「びん・缶・ペットボトル」を指定袋に入れずに出している。

・「びん・缶・ペットボトル」の袋の中にスプレー缶が入っているなど、正しく分別されていない。

・「大型ごみ」に該当するものを「燃やすごみ」や「金属製小型ごみ」に出している。 など

上記は指導対象の一例です。これ以外でも、市が定めるルールが守られていない場合は指導対象となります。

●排出ルール違反のごみを出してしまったらどうなるの？

ルールを守らず出されたごみは収集せず、啓発シールをはって取り残すことがあります。

啓発シールがはってある場合は、ごみの中身や分別・排出方法を確認して、正しく出しなおしてください。

なお、啓発シールがはられたまま放置している場合は、市で確認し、個別に指導を行います。

ごみ減量・リサイクルの推進に向けて、少しずつ取締りを強化していく予定です。

厳しく取り締まるルールについては、市報やホームページにて随時お知らせしますので、正しいごみの分別にご理解とご協力をお願いします。



共同住宅のごみ出しについて

共同住宅のごみ置き場(ごみ集積施設)には、多くの人のごみが出されるため、ごみ置き場を適正に管理していただくことや、マナーを守って正しくごみを出すことが大切です。

カラス被害によるごみの散乱や害虫・ねずみの発生、悪臭など生活環境の悪化につながらないように、ごみ出しマナーに気をつけましょう。



資源物の持ち去りについて

市が回収する前に、ごみとして出された空き缶や古紙などの資源物が持ち去られるケースが発生しており、騒音やごみの散乱などによる生活環境の悪化や、分別したごみの資源化に影響を及ぼしています。そのため、令和5年(2023年)4月1日から、条例により持ち去り行為を禁止しています。

●禁止する内容

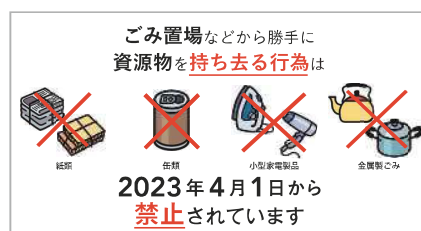
市及び市が認めたもの以外が定期収集のために出された紙類、缶等を収集することを禁止します。

資源集団回収運動で集めた資源物からの持ち去り行為も禁止します。

違反した場合は指導します。指導等に従わない場合は、20万円以下の罰金が科されることがあります。

●持ち去り行為者を見かけたときは

トラブル防止のため、その場で注意したり、無理な制止などは行わずに、業務課(☎ 06-6409-6833 / ☎ 06-6409-1193)までご連絡ください。市でパトロールし、持ち去り行為者に指導・啓発を行います。



家庭ごみの出し方のきまり

家庭ごみの出し方の基本

- 分別区分ごとに、決められた収集曜日に出してください。

燃やすごみ	毎週2回
びん・缶・ペットボトル	毎週1回
紙類・衣類	毎週1回
金属製小型ごみ・危険なもの	毎月1回



- ごみは指定された**収集曜日の当日朝8時まで**に出してください。

- 尼崎市指定袋を使い、片手で持てる大きさ、重さにまとめて、袋の口をしっかりと結んで出してください。



- ルールを守っていないごみは、収集しません。

指定の収集日以外に出している場合や、分け方・出し方がまちがっている場合は収集しません。

- 引越しや大そうじなどで、一度に多量のごみを出す場合は、

臨時ごみ(有料ごみ。詳しくは19ページ)をご利用ください。定期収集では収集しません。

- お店や事務所、事業所、請負などの事業活動に伴って生じるごみは、市では収集しません。

事業者が自らの責任で適正に処理してください。

尼崎市指定袋について

市では、ごみ出しに使用できる袋を指定しています。

「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「衣類」、「危険なもの」は、必ず緑色の「尼崎市指定袋」に入れて出してください。

これらのごみは、指定袋を使っていない場合は収集しません。



● 大きさ

大袋(45リットル)、中袋(30リットル)、小袋(10リットル)の3種類

● 販売店

スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター及び薬局等の小売店で販売しています。

● 販売価格

市では指定袋の販売価格を定めていません。

本市の指定袋制度は、指定袋の価格にごみ処理経費などを上乗せする「有料化」とは異なり、市の承認を受けた事業者が市の定める規格を満たした指定袋を製造し、市販の袋と同様に販売しています。

大型ごみになる大きさは、排出物の原形で判断します

排出物の原形が最大の辺又は直径が50cmを超えるもの、または、50cm未満であっても大型ごみ種別料金表(18ページ)に記載があるものは、「大型ごみ(詳しくは18～19ページ)」になります。

たんすやふとんなど「大型ごみ」に該当するものは、分解して小さくしても「燃やすごみ」など定期収集では収集しません。

元の状態で大きさが50cmを超えるものなどは、必ず「大型ごみ」として収集の申込みをしてください。

※「大型ごみ」に該当するものが定期収集に出されている場合は、啓発シールをはり、収集しません。

燃やすごみ

定期収集 《毎週2回》

出し方



尼崎市指定袋に入れて、収集当日の朝8時までに出してください。

※人目にふれられたくないものは最小限のポリ袋などに包んでも構いませんが、必ず指定袋に入れて出してください。

注意

生ごみ以外のごみは、一度に多量に排出せず、**少しずつ分けて**排出してください。(目安は指定袋大2袋まで)

○ 出せるもの

生ごみ

- “あとひとしぼりの水切り”にご協力ください。
- 焼き鳥の串など先のがったものは先を折るか、お菓子の空袋などにくるんでください。(金属製の串は「金属製小型ごみ(危険なもの)」へ)
- 天ぷら油などの廃食用油は、布などにしみこませるか、固形にしてから出してください。



資源化できない紙くず・繊維くず

※「紙類・衣類」の日に出せないものに限りです。

- 紙おむつなどは、ついた汚物をトイレに流してから出してください。
- ビーズクッションは、収集時に中身が飛び散る恐れがあるので、ほかのごみとは袋を分けてください。



プラスチック類



- 大きさ50cm以内の製品(容器や収納ケースなど)は「燃やすごみ」に出せます。

革類・ゴム類・せともの類



その他

20cm未満の金属を含むもの(飲料・食品缶を除く)は「燃やすごみ」



× 出せないもの

大きさが50cmを超えるプラスチック製品など

「大型ごみ」になります。 [詳しくは19ページ](#)

小型充電式電池 (電子たばこ、モバイルバッテリーなど)

火災事故につながる恐れがあるため、定期収集では収集できません。 [詳しくは16ページ](#)

ガスが残ったライター

火災事故につながる恐れがあるため、ガスを使い切るか、風通しの良い戸外で、操作レバーを粘着テープなどで押さえて、十分にガスを抜いてから「燃やすごみ」へ。

多量に出す場合は、家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999/☎06-6409-1193)にご相談ください。

店頭回収にご協力ください

食品トレイ

スーパーなどの回収ボックスへ。

トレイなどにリサイクルされます。



カラス被害にご注意を!

カラスなどによるごみの散乱被害を未然に防ぐには、市民の皆様一人一人のご協力が必要です。ごみの散乱をなくし、まちの美化のためにも、ごみの出し方を工夫しましょう。



- カラスの「エサ」になる”生ごみ”を減らす工夫をする。

- ごみを出す曜日・時間を守る。

- 防鳥ネットを使用する。

ごみ袋がネットからはみ出さないようにしましょう。

- ごみ箱などに入れる。

収集漏れを防ぐため、必ず事前に業務課(家庭ごみ案内センター ☎06-6374-9999 / ☎06-6409-1193)にご相談ください。

効果的な防鳥ネットのかけ方
おもりを使い、すきまを作らないようにかける。



びん・缶・ペットボトル

定期収集 <毎週1回>

出し方



3種類をまとめて一つの
尼崎市指定袋に入れて、収
集当日の朝8時までに出し
てください。

注意

はずせるラベルやキャップは取り外し「燃
やすごみ」へ出してください。

× 出せないもの

ガラス(びん以外)、割れた
びん、電球、なべ、フライパン、
ステンレスポトル、スプレー缶・
カセットボンベ

「金属製小型ごみ・危険なも
の」へ出してください。



詳しくは16・17ページ

○ 出せるもの

いずれも飲料用・食品用など、
中身を口にすることができるものが対象です。

びん (飲料・酒・調味料・食品用)

一升びんなど販売店が引き取るリターナ
ブルびんは販売店へ返却してください。



缶 (飲料・酒・調味料・食品用)

大きさの目安は、粉ミルクの缶程度まで。
おかきの缶など最大の辺が20cm以上の
缶は「金属製小型ごみ」へ出してください。



ペットボトル (飲料・酒・みりん・しょうゆ用)

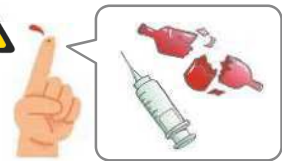
左のマークのボトルが対象です。
このマーク以外のプラスチックボトル
は「燃やすごみ」へ出してください。



「びん・缶・ペットボトル」を出すときの注意・お願い

● 異物は必ず取り除いてください。

「びん・缶・ペットボトル」は、作業員が手作業で収集や選別をしています。
「びん・缶・ペットボトル」の中に刃物、割れたびんやガラスの破片、注射針
などの異物が入っていると、手で選別作業を行うときに非常に危険です。



絶対に中には何も入れないでください。

● 中をすすいでから出してください。

飲料などが残ったまま出されてしまうと、不純物である中身が混ざってしまうため、リサイクルの妨げになります。

● ペットボトルのラベルとキャップは 取り外し、「燃やすごみ」に出してください。

ペットボトル本体とラベルやキャップ(ふた)
は異なる素材でできています。材質の異なるも
のが混ざってしまうと、リサイクルの妨げになり
ます。

ペットボトルの出し方



ラベルとキャップを取り外す。
(外したラベルとキャップは「燃やすごみ」)

中をすすぎ、
異物は取り除く。

指定袋に
入れる。

リサイクルのために、しっかり分別

きちんと分別された
ペットボトル



資源物として売却
(市の歳入になります。)

分別が不十分な
ペットボトル



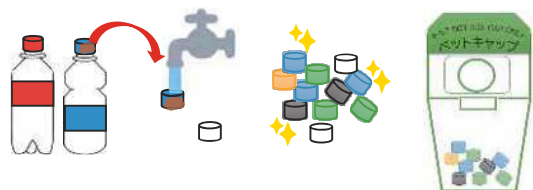
例えば…
・中身が残っている
・ラベルやキャップ
がついている
など

リサイクルするのに
余計にお金がかかります。

エコキャップ運動にご協力を

エコキャップは、本庁及び各地域生涯学習プラザの
14か所で回収しています。

洗う → 乾かす → 回収ボックスへ



※ ペットボトルのキャップのみ回収しています。

紙類・衣類

定期収集 《毎週1回》

地域で実施している資源集団回収運動を優先的にご利用ください！

紙類



雨天時も収集します。

出し方

指定袋以外



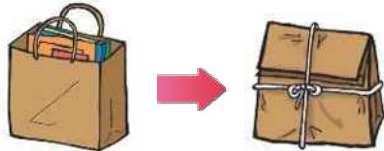
「新聞」、「ダンボール」、「その他紙類」の3つに分別し、収集当日の朝8時までに出してください。



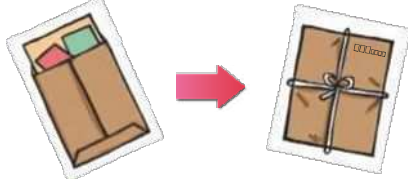
「その他紙類」の出し方

小さな紙でも資源として収集します。「燃やすごみ」に入れず、必ず紙資源として出してください。

●紙袋に入れてひもでしぼる。



●小さな紙は雑誌にはさんでしぼるか、封筒などにひとまとめにしてしぼる。



○ 出せるもの

新聞 (折込ちらしを含む)



ダンボール

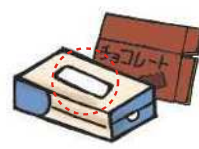


※折りたんで十字にしぼる

その他紙類



●雑誌・パンフレット



●紙箱・ティッシュの箱
※ビニール部分は取り除く。



●紙芯



●教科書・ノート
半紙・画用紙



●コピー用紙・
メモ用紙



●衣類などの
紙製のタグ



●封筒・はがき・ダイレクトメール
※ビニール部分は取り除く。



●シュレッダーされた紙
(再生できる紙に限る。)

※ 飛散ないように
中身の見える袋
(指定袋可)に入れ
てください。

× 出せないもの リサイクルできない紙資源など

以下のものは、「燃やすごみ」へ出してください。

- 合成紙や複合紙(プラスチック加工されたもの)
- カーボン紙(複写伝票など)
- 感熱紙(レシートなど)
- 昇華転写紙(アイロンプリント紙など)
- 雑誌についているCDやDVD
(雑誌本体は「紙類・衣類」へ)
- 食品の汚れや臭いが付着した紙
(せっけんや洗剤の包装紙や紙箱など)
- 防水加工された紙(紙製の食品容器など)
- 圧着はがき
- 油紙、写真、金銀など箔押しされた紙



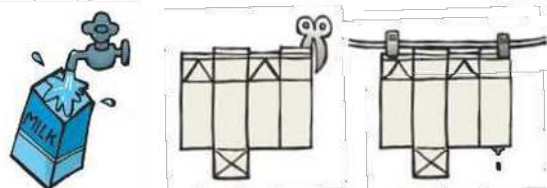
回収ボックスなどがあるもの

紙パック

牛乳やジュースなどの紙パック(左のマークの表示があるもの)は、公共施設やスーパーなどの回収ボックス、地域の資源集団回収運動に出してください。



中を洗う → 開く → 乾かす



置き配の誤回収防止にご協力を!

近年、排出された紙類の近くに「置き配」の荷物が置かれることで、誤って回収してしまうトラブルが起っています。誤回収防止のため、紙類の排出日や排出場所が、「置き配」の配達日や配達場所に被らないように明確に分ける工夫をお願いいたします。




置き配の工夫

- 宅配ボックスを利用する
- 配達の日を変更する 等



衣類

 雨天時は収集しません。

出し方



尼崎市指定袋に入れて収集当日の朝8時までにお願いします。

○ 出せるもの

衣類 ※着られる状態のもの



集めた衣類は海外で再使用(リユース)されます。ぬれると再使用できないので雨天時は出さず、次回以降に出してください。また、ぬれたままのものも出さず。

× 出せないもの

ぬいぐるみ、タオル、布きれ、毛布など



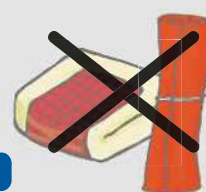
破れたもの、汚れたもの



「燃やすごみ」へ出してください。

ふとん、じゅうたん

「大型ごみ」へ出してください。



詳しくは18~19ページ



「もったいない! あまがさき」

紙資源の分別を徹底しよう!

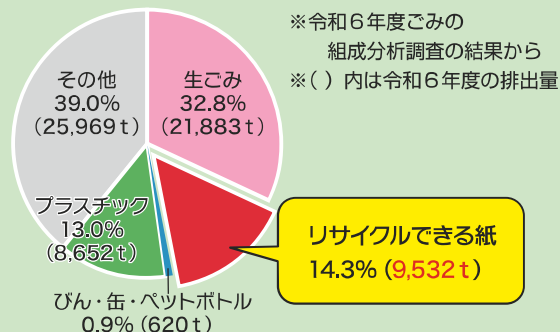
リサイクル

燃やすごみの中には、リサイクルできる紙が14.3%含まれています。重さにすると、1年間に1世帯当たり約42kg!

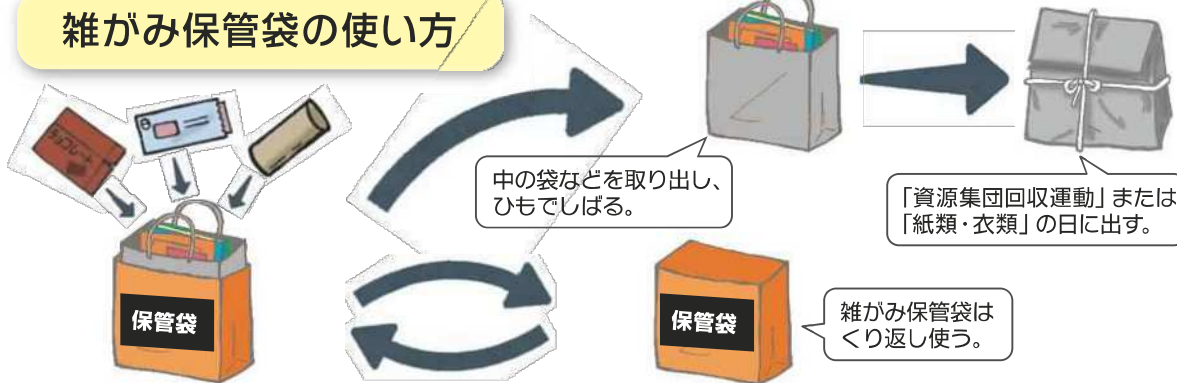
お菓子の箱やメモ用紙、トイレトペーパーの芯なども、きちんと分ければ資源としてリサイクルできるだけでなく、燃やすごみの減量にもなります。

雑がみ保管袋などを活用し、紙資源のリサイクルにご協力をお願いします。

燃やすごみの中身



雑がみ保管袋の使い方



雑がみ保管袋に紙袋や封筒を入れ、分別した雑がみを集める。(直接保管袋に雑がみを入れてもOK!)

いっぱいになったら、中の紙袋などをひもでしばり、地域の「資源集団回収運動」または「紙類・衣類」の日に出す。(保管袋に直接入れた場合は中身を別の紙袋等に移しかえてください。)

金属製小型ごみ

定期収集 《毎月1回》

出し方

指定袋以外



袋に入れないで「小型ごみ」と書いたメモをはって、収集当日の朝8時までに出してください。



※はり紙がない場合は、収集しません。

金属製品などは、大きさによってごみの種類が変わります。

20cm未満	20~50cm	50cmより大きいもの
燃やすごみ (飲料缶・食料缶はびん・缶・ペットボトル)	金属製 小型ごみ※	大型ごみ
		詳しくは 18~19ページ

※大型ごみ種類別料金表(18ページ)に記載の品目は大型ごみ

○ 出せるもの

大きさが20cmから50cmのもので、主に金属を回収しやすいものが対象です。

【品目の例】

家電製品類

アイロン、トースター、電気炊飯器、布団乾燥機、湯沸しポット、ホットプレート など

金属製家庭用品類

ガスコンロ(1口のもの)、カセットコンロ、魚焼器、なべ、フライパン、やかん など

缶類

クッキー缶、おかきの缶 など

その他

かさ(※ビーチパラソルは「大型ごみ」)、ブロック・レンガ(※1回に3個まで) など



× 出せないもの

小型充電式電池

(電子タバコ、モバイルバッテリーなど)

火災事故につながる恐れがあるため、定期収集には出せません。

詳しくは下の表

家電リサイクル法対象品目

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など)

リサイクルシステムがあるため、市では収集しません。

詳しくは22ページ

パソコン

リサイクルシステムがあるため、市では収集しません。

詳しくは23ページ

分類	二次電池(充電して、繰り返し使える)		一次電池(使い切り)		
	小型式充電式電池		乾電池	コイン電池	ボタン電池
使われているもの	デジタルカメラ ビデオカメラ 電子タバコ	モバイルバッテリー 携帯扇風機 コードレス掃除機 など	ラジカセ 懐中電灯 リモコン類 など	腕時計 補聴器 防犯ブザー など	
種類	<ul style="list-style-type: none"> リチウムイオン電池 ニッケル水素電池 ニカド電池 		アルカリ電池 マンガン電池 リチウム電池	CR、BRで始まる型番	LR、SR、PRで始まる型番
リサイクルマーク	リサイクルマークがあるもの	リサイクルマークがないもの バッテリーが膨張しているもの 製品本体から外せないもの	—	—	—
処分方法	<ul style="list-style-type: none"> 電気店などの回収ボックス 販売店 	火災事故の危険があるため、定期収集には出せません。 ・家庭ごみ案内センター ☎ 06-6374-9999 FAX 06-6409-1193	燃やすごみ	燃やすごみ	回収協力店舗へ
本庁または生涯学習プラザの回収ボックスは、リサイクルマークや膨張の有無に関わらず回収可能です。					

小型充電式電池の回収ボックス設置場所 ※各施設の開館時間内にお持ち込みください。

設置場所	所在地	設置場所	所在地
尼崎市役所本庁舎 (南館1階 東側出入口)	尼崎市東七松町1-23-1	大庄北生涯学習プラザ	尼崎市大島3-9-25
中央北生涯学習プラザ	尼崎市東難波町2-14-1	立花南生涯学習プラザ	尼崎市栗山町2-25-28
小田南生涯学習プラザ	尼崎市長洲中通1-6-10	武庫西生涯学習プラザ	尼崎市武庫の里1-13-29
		園田東生涯学習プラザ	尼崎市食満5-8-46

危険なもの

出し方



「金属製小型ごみ」の日に尼崎市指定袋に入れて、「キケン」または「スプレー缶」と書いたメモをはって出してください。



刃物類



ガラス類



塗料缶・オイル缶



布などにくるむ。

中身を出し切る。



指定袋に入れ、「キケン」とメモをはる。

○ 出せるもの

- 刃物類
包丁、ハサミ、金串、カミソリ、工具類など
- ガラス類
割れたびん、化粧品のびん、蛍光管、電球など
- 塗料缶・オイル缶
スプレー缶・カセットボンベ



中身を出し切る。

ほかのごみと袋を分ける。



指定袋に入れ、「スプレー缶」とメモをはる。

ふっとも音が出ない程度まで中身を出し切ってください。どうしても出し切れないときなどは、家庭ごみ案内センター（☎06-6374-9999/ ☎06-6409-1193）にご相談ください。

缶・ボンベだけを指定袋に入れてください。刃物類やガラス類などのほかのごみと一緒に入っている場合は、収集しません。

ごみ収集車や処理施設での火災事故が多発しています

中身の残ったスプレー缶・カセットボンベや、リチウムイオン電池などの小型充電式電池が原因とみられる、ごみ収集車や処理施設での火災事故が増加しています。

収集車や処理施設で火災が起きると、ごみの収集に影響がでたり、人命にかかわる重大な事故につながる恐れがあります。

事故を起こさないためには、市民の皆様のご協力が必要です。



スプレー缶・カセットボンベは、必ず中のガスを出し切ってください。

中のガスを抜く「ガス抜きキャップ」がついた商品もあります。

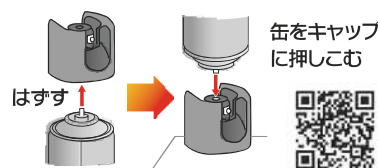
ガス抜きキャップの形状や使用方法などは商品によって異なるので、必ず、商品に記載された使用説明をご覧ください。

ガスを抜くときは

風通しが良く、火の気のない屋外で行ってください。

中身が飛散したり、引火したりする危険があるので、穴は開けないでください。

ガス抜きキャップの例



はずす

缶をキャップに押しこむ

出典：一般社団法人日本エアゾール協会

小型充電式電池は定期収集には出せません

小型充電式電池本体には、リサイクルマークが表示されています。また、「充電できる製品」や、「電源につながなくても動く・光るなどする製品」には、小型充電式電池が使われている可能性があります。小型充電式電池は定期収集には出せません。必ず製品本体から電池を取り外して処分してください。

詳しくは16ページ

その他 火災事故を防ぐためのお願い

- 石油ストーブやファンヒーターを出すときは、電池と灯油を必ず抜いてください。
- そのほか電池を使用しているものは、必ず電池を抜いてください。
- カセットコンロ等を出すときは、必ずカセットボンベを抜いてください。



大型ごみ種類別料金表

※大型ごみの対象となるかどうかは、排出物の原形で判断します。
 ※50cm以下でもこの表に掲載されている品目は、大型ごみ(有料)になります。
 ※この表に掲載されている品目と形状が類似しているものは、当該品目の単価が適用されます。
 ※大型ごみの対象となるかどうかの判断に迷う時は、家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999)にお問合せください。

1 家庭電気製品		5 家具・敷物類		8 趣味用品・その他	
品目	単価	品目	単価	品目	単価
1 電子レンジ	600	19 和だんす、洋服だんす	1800	45 あんま機(いす型のもの)	1500
2 食器乾燥機、食器洗浄機	300	20 サイドボード	1200	46 健康器具(ウォーカーなど)	900
3 スポンプレッサー	300	21 ソファ(2人掛け以上のもの)	1200	47 物干し台	900
4 掃除機	300	22 げた箱	900	48 編み機、ミシン	600
2 冷暖房機		23 食器棚	900	49 パソコン用ラック	600
品目	単価	24 整理だんす	900	50 アイロン台	300
5 冷風機	600	25 本棚	900	51 脚立	300
6 こたつ	300	26 鏡台、姿見	600	52 ゴルフバッグ	300
7 ストープ	300	27 ソファ(1人掛け)	600	53 ゴルフクラブ(14本以内)	300
8 扇風機(はね直径30cm未満除く)	300	28 机	600	54 スーツケース	300
※ただし、はね直径30cm未満であっても本体が50cmを超えるものは大型ごみです。		29 テーブル	600	55 スキー用具(板・ストック1組)、スノーボード	300
3 音響機器・楽器類		30 アコーデオンカーテン	300	56 すのこ	300
品目	単価	31 衣装ケース、柳ごうり	300	57 たらい	300
9 オルガン、電子ピアノ	1500	32 いす、座いす、チャイルドシート	300	58 バーベキューセット	300
10 オーディオ・コンボ(セット)カラオケセット	900	33 キャビネット	300	59 ビーチパラソル	300
4 寝具類		34 じゆうたん	300	60 風呂のふた	300
品目	単価	35 つい立て、よしず	300	61 ベビーバス	300
11 ベッド(セミダブルサイズ又は二段以上のもの)	1200	36 テレビ台、電話台	300	62 ホータブル便器、便座	300
12 ベッド(シングルサイズのもの)	900	37 電気カーペット	300	63 ホリタンク(18リットル以上のもの)	300
13 ベッドマットレス(セミダブルサイズ以上のもの)	900	38 ラック(収納棚)、収納ボックス	300	64 物干しざお	300
14 ベッドマットレス(シングルサイズのもの)	600	39 ワゴン	300	65 その他	
15 ベビーベッド	600	6 台所用品		●排出物の原形の最大の辺又は径が50cmを超えるもので、重さが50kg以下及び体積が1m ³ 以下のもの	300
16 簡易ベッド	300	品目	単価	●排出物の原形の最大の辺又は径が50cmを超え、重さが50kgを超えるもの	1800
17 敷ふとん用マットレス	300	40 ガスコンロ(2口以上のもの)	300	●排出物の原形の体積が1m ³ を超えるもの	
18 ふとん	300	41 米びつ	300		
		7 乗り物類			
		品目	単価		
		42 自転車	600		
		43 三輪車、一輪車	300		
		44 ベビーカー、ショッピングカート	300		

ごみ処理券・臨時ごみ処理券

※必要な枚数は、事前によくご検討ください。
 ※不要となったごみ処理券の還付手続きには、日数がかかります。

●ごみ処理券(見本) ●臨時ごみ処理券(見本)



<例>
 900円のごみを1点出すときは、このシールが3枚必要です。



<例>
 一辺が1.8mの立方体相当分を超えるごみの量がある場合は2枚以上処理券が必要です。

※臨時ごみ処理券はごみにはらずに収集の職員に手渡してください。

ごみ処理券販売所

●ごみ処理券取扱店シール



店頭に取り扱店シールをはっている、コンビニエンスストアや尼崎薬業協同組合、尼崎商店連盟加盟の取扱店で販売しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

大型ごみ・臨時ごみの取扱い 《申込制》

大型ごみ

対象

- 排出物の原形の最大の辺又は直径が50cmを超えるもの(11ページもあわせてご覧ください。)
- 「大型ごみ種類別料金表」に記載があるもの

料金

- 各品目に応じて、1点あたり、300円~1,800円
- 各品目の料金については、「大型ごみ種類別料金表」をご覧ください。

臨時ごみ

対象

- 引越しなどで家庭から一度に多量に出るごみ
※ごみの量や内容を確認するため、必ず収集時に申込者本人の立会いが必要

料金

- 一辺が1.8mの立方体相当分の量につき5,400円
※上記の量を超えるごとに同額の料金が必要

申込み・出し方など

家庭ごみ案内センターまたはインターネット受付で申し込む。

- ※土・日曜日は収集しません。
- ※予約状況によっては希望に添えない場合があるため、お早めにお申込みください。



収集日までにごみ処理券を購入する。

- ※「大型ごみ」の場合は、ごみ処理券に受付番号を記入し、1点ずつ目立つところにはり付けてください。
- ※「臨時ごみ」の場合は、ごみにはらずに、収集員に手渡してください。



予約をした収集日に、指定場所まで出す。

- ※屋内や敷地内からの運び出しは行いません。

家庭ごみ案内センター ☎06-6374-9999
☎06-6409-1193

受付時間

【月~金曜日】午前8時~午後4時45分

【土曜日・祝日】午前9時~午後4時45分

※年末年始を除く



尼崎市 大型ごみ・臨時ごみインターネット受付



- 受付後、申込内容を確認し、順次メールをお送りします。
- 排出場所の確認など、ご連絡させていただく場合があります。

【ご注意ください】

臨時ごみの収集は必ず立会いが必要です。

注意事項・お願いなど

- 市内のお店や事務所、事業所、請負などの事業活動に伴って生じるごみは、市では収集しません。事業者が自らの責任で適正に処理してください。
- 収集時間の指定はできません。
- 申込内容、案内された事項は、必ずメモをしておいてください。後日、問合せをする場合に必要です。
- 収集するごみの品目の変更や追加がある場合は、事前に連絡してください。インターネットで申し込んだ場合は、インターネットから内容の変更・取消しができます。
- 「臨時ごみ」に出すときの注意事項
 - ・カセットボンバや小型充電式電池など
火災や破裂の危険がありますので、これらを出すときは必ず申し出てください。
 - ・雑誌・書籍などの紙類
臨時ごみではなく、「紙類・衣類」の日に出してください。

【ご協力ください】

火災事故防止のため、臨時ごみはごみの中身を確認しながら収集します。

ごみ分別辞典

※まちがしやすいごみやご質問の多い品目を中心に、「ごみ分別辞典」として50音順で市ホームページに掲載しています。



まだ使えるものはリユース(再使用)を

市と連携協定を締結している事業者のサービスを利用すれば、処分費用や手間をかけずに必要とする人に活用してもらえます。ごみとして捨てる前に、リユース(再使用)を考えてみませんか？

おいくら 〈不要品を売りたい〉	ジモティー 〈不要品を譲りたい〉
<p>複数のショップの買取り価格を比較し、手間なく売却ができるサービス</p> <p>おいくら 一括査定の流れ</p> <p>Step 1 不要品の商品情報を入力して査定を依頼</p> <p>Step 2 届いた査定結果を比較して買取店を選択</p> <p>Step 3 手間なくお財布にも優しい不要品処分が完了!</p> <p>株式会社マーケットエンタープライズ https://oikura.jp/</p> <p>おいくら 検索 </p>	<p>家庭で不要になった家具などを投稿し、地元で譲り先を探せるサービス</p> <p>1.品物を撮影して投稿! 2.問い合わせが来たら日程を調整</p> <p>3.品物を引き渡して... 4.相手にお礼をおくって完了!</p> <p>株式会社ジモティー https://jmtj.jp/</p> <p>ジモティー 検索 </p>

※「おいくら」はリユースショップとの、「ジモティー」は個人同士での取引となります。ご利用の際は、規約や注意事項を必ずご確認ください。

不法投棄に関すること

不法投棄目撃者の方へ!!

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者は、
「5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金」、又はこれらの併科となることがあります。

私有地内(管理物件を含む)・私道に投棄物がある場合、その所有者・管理者の責任において処理をお願いします。

不法にごみを捨てた人物・車両を見かけたら、その特徴を確認し、「市内の各警察署」に通報してください。

尼崎南警察署 (代) ☎06-6487-0110/ ☎06-6487-0230
 尼崎北警察署 (代) ☎06-6426-0110/ ☎06-6429-0110
 尼崎東警察署 (代) ☎06-6424-0110/ ☎06-4961-0110

最寄りの警察生活安全課へ

放置自転車や道路、河川などで投棄物を見つけた場合の連絡先など、不法投棄に関するよくある質問を市ホームページに掲載しています。

※「尼崎市内の市道に不法投棄されている物」については、家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999/☎06-6409-1193)にご連絡ください。



家庭ごみの持込みについて 《事前予約制》

※事業系ごみについては28ページをご覧ください。

ごみの持込み手順

1. 予約する

3週間前から2日前までにクリーンセンターに
インターネットまたは**電話**で申し込む。

予約に必要な事項

- ①氏名 ②住所 ③日中連絡がつく電話番号
- ④持込み日時 ⑤ごみの内容
- ⑥ごみの数量 ⑦持込み時の車両の種類

※予約状況によってはご希望の日時に予約ができない場合があります。

2. 大高洲庁舎に持ち込む

受付で予約番号を伝える。
本人確認書類を提示する。

3. ごみを下ろす

持ち込まれた方ご自身で、所定の場所にごみを下ろす。

4. 料金を支払う

精算機で料金を支払う。

持込み時間

月曜日から金曜日

(祝日を含む。ただし、年末年始は除く)

※月曜日の申込みは前週の金曜日まで

午前**9時**から**11時30分**
午後**1時30分**から**4時**

ご予約・お問い合わせ

インターネット予約



24時間受付

電話予約

TEL 06-6409-0101
FAX 06-6409-0210

午前 9時～午後5時
年末年始を除く月～金曜日
(祝日含む)

持込み料金

家庭ごみ：10kgあたり103円

※現金払いのみ

注意事項・お願いなど

- 申込み時に指定された日時や指示された事項を厳守してください。
- ごみの持込みは、家庭ごみべんりちように記載されているとおりに分別してお持込みください。
- 持ち込めるごみは、尼崎市内のご家庭から出たものに限ります。
- ごみの所有者、ご親族以外の方が、ごみを持ち込むことはできません。
- ごみの確認を行います。

適正な処理を行うため、適宜、搬入されたごみの確認を行います。
搬入できないごみがあった場合は、持ち帰っていただきます。

大高洲庁舎へのご案内

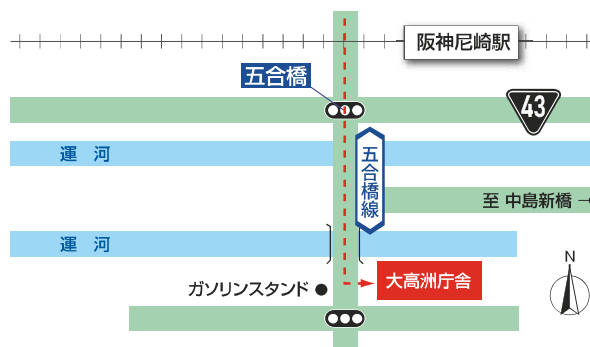
所在地：尼崎市大高洲町2番地

阪神尼崎駅から五合橋線を南に約2km
国道43号を越えガソリンスタンドの東側

大高洲庁舎入口



ごみ持込
受付



市が収集しないごみ

家電リサイクル法対象品目

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。



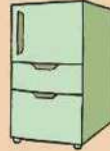
エアコン



ブラウン管テレビ



液晶・有機EL
プラズマテレビ



電気冷蔵庫



電気冷凍庫



電気洗濯機



衣類乾燥機

※保冷庫・冷凍庫も該当

買い替えるとき

新しい商品を購入する販売店に
引取りを依頼してください。
(リサイクル料金+収集運搬料金
が必要です。)

家庭で使用していた業務用冷蔵庫
等について

家電リサイクル法の対象外です。
廃棄のご相談は、家庭ごみ案内センター
(☎06-6374-9999/☎06-6409-1193)へ。
なお、お店や事業所で使用していた機
器は産業廃棄物となります。

買い替えずに廃棄だけするとき

方法 1 その商品を購入した販売店に引取りを依頼してください。
(リサイクル料金+収集運搬料金が必要です。)

方法 2 購入した販売店が不明、廃業の場合、または引越しのため
近くにない場合は、尼崎電機商業組合に加盟の販売店
(※22ページ下に記載)に引取りを依頼してください。
(リサイクル料金+収集運搬料金が必要です。)

方法 3 自ら指定引取場所に持ち込んでください。
(リサイクル料金+ゆうちょ銀行での振込手数料が必要です。)
指定引取場所の詳細については、「一般財団法人家電製品
協会家電リサイクル券センター」にお問合せください。

<参考> リサイクル料金(税込)【令和7年4月現在】

メーカーと大きさにより異なります。別途振込手数料が必要な場合もあります。

(目安)

エアコン	:990円	冷蔵庫・冷凍庫	
テレビ(ブラウン管・液晶・有機EL・プラズマ)	171リットル以上:	4,730円	
	16型以上:	2,970円	170リットル以下:
	15型以下:	1,870円	洗濯機・衣類乾燥機:
			2,530円

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター

☎ 0120-319640 FAX 03-3903-7551

受付時間: 午前9時~午後6時(日・祝休)

<参考> 収集運搬料金(税込)【令和7年4月現在】

販売店によって異なりますので、直接販売店にご確認ください。
(尼崎電機商業組合が公表している参考価格)

エアコン:	3,850円
テレビ(ブラウン管・液晶・有機EL・プラズマ)	
16型以上:	3,850円
15型以下:	3,300円
冷蔵庫・冷凍庫	
171リットル以上:	4,400円
170リットル以下:	3,300円
洗濯機・衣類乾燥機:	3,850円

※尼崎電機商業組合(代表 ☎06-6419-0615)に加盟の販売店【令和7年4月現在】

	名称	所在地	電話番号
中央	岩川電気	西難波町2-25-26	06-6417-3010
	永田電器	西難波町1-8-8	06-6417-1401
	内田電器(株)	寺町23	06-6411-2539
小田	(有)川幡電器商会	下坂部1-20-22	06-6499-4220
	長門電機商会	杭瀬北新町3-6-14	06-6481-6503
	中野電気商会	西長洲町2-21-6	06-6488-2030
	親和電機工業(株)	潮江2-17-29	06-6499-1874

	名称	所在地	電話番号
大庄	中島電器	大島2-3-12	06-6418-9282
	中谷電器	稲葉荘2-13-24	06-6419-0615
	アマミ電器(株)	武庫川町2-20-1	06-6417-0233
立花	大宝電器	栗山町2-2-2	06-6429-5023
	(株)三電社塚口北店	塚口本町3-2-18	06-6421-7439
	片岡デンキ塚口	南塚口町6-4-12	06-6426-7060
	合通システム(株)	南塚口町3-5-6	06-6423-0510
武庫 園田	(株)北村電気	武庫元町2-19-10	06-6432-0708
	(株)田野電化	若王寺2-1-11	06-6492-3701

無許可の不用品回収業者を利用しないでください!

スピーカー放送等を行いながら家の周りをトラックで巡回したり、家のポストに「〇〇を回収します」などと書いたチラシを投函していたりする不用品回収業者に、家電などの不用品を引き渡さないでください。

市では、上記のような不用品回収業者には一切、許可を出していません。
産業廃棄物処理業や古物商の許可では、ご家庭のごみを回収できません。

無許可の不用品回収業者を利用することでトラブルが発生しています!

- 不用品を車に積み込んだ後、突然高額な料金を請求された。
- 渡したごみが、不法投棄された。
- 適切に処理されず、有害物質が流出して環境が汚染された。など

不用品回収業者が回収したものは、適正にリサイクルされているか確認できません。



パソコン

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。

デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイは次の方法で処分してください。



宅配便による無料回収

市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。

回収の流れ

1 お申込み

リネットジャパンへ申込
<https://www.renet.jp/>

2 回収物を詰める

パソコン等を
ダンボールに詰める

3 佐川急便が回収

佐川急便が希望日時に
自宅から回収

リネットジャパンリサイクル(株)
<https://www.renet.jp/>
☎ 0570-085-800
受付時間:午前10時~午後5時

リネットジャパン



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンターなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。

メーカー等による回収

お持ちのパソコンのメーカーに直接回収を申し込んでください。
PCリサイクルマークの付いた製品は料金不要です。

メーカーが不明・倒産又は自作のパソコンは有償での回収・リサイクルとなりますので、詳しくはパソコン3R推進協会にお問合せください。



一般社団法人パソコン3R推進協会
<https://www.pc3r.jp/>
☎ 03-5282-7685
FAX 03-3233-6091

受付時間:
午前9時~正午・午後1時~5時
(土、日、祝日、年末年始等を除く)

バイク (原付含む)

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。

廃棄については、二輪車リサイクルコールセンターもしくは
右のマーク掲示のお店にお問合せください。

二輪車リサイクルコールセンター(部品は対象外)

☎ 050-3000-0727

受付時間:午前9時30分～午後5時(土、日、祝日、年末年始などを除く)

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



在宅医療廃棄物

感染性のもの及び鋭利なものは、市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。

感染性のある医療機器や、鋭利な医療機器は、収集作業員や選別作業員のけがなどの原因になるため、
定期収集には出さないでください。それらの交付を受けた医療機関や薬局へ返却してください。

●注射器、注射針、感染性のもの(ペット用含む)の出し方

分類	主な種類	市の取扱い
感染性のもの	医師の判断に基づく感染性のもの	交付を受けた医療機関や 薬局へ返却(医師等の 持ち帰りを含む。)
鋭利なもの	医師の往診・訪問診療、または在宅医療で使用した次の もの(注射器、ペン型自己注射器の針、注射針、点滴針)	
非鋭利なもの	輸液、透析、栄養剤等のバッグ類	「燃やすごみ」へ
	吸引透析チューブ、輸血ライン、カテーテル類	
	人工肛門(ストーマ)のバッグ類	
	ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ等の紙類・衣類	
	針を取り外したペン型自己注射器の筒(カートリッジ) ※使用後に自動的に針が本体の中に戻るものなど、 針部分が取り外せないものは交付を受けた医療 機関や薬局に返却してください。	

処理困難物など

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。

市が適正に処理できないごみ、また、産業廃棄物として法令に規定されているものについては、排出者
が自ら適正に処理するか、購入先や専門の処理業者に引き取ってもらってください。

●プロパンガスのボンベ

ボンベに記載の連絡先まで。

無記載の場合は、一般社団法人兵庫県LPガス協会
(☎078-361-8064/☎078-361-8073)

にお問合せください。



●消火器

製造メーカーや購入店にご相談ください。

購入店などがわからない場合は、消防局予防課
(☎06-6481-3964/☎06-6483-5022)
へお問合せください。



●農薬

●バッテリーやタイヤなど自動車の部品類

●ピアノ(電子ピアノは除く)

各販売店などにお問合せください。



●産業廃棄物

工業、商業、農業、建設業などすべての事業活動
に伴って生じた廃棄物のうち法令で
定められた20種類

処理相談窓口:産業廃棄物対策担当
(☎06-6489-6310/☎06-6489-6300)
へお問合せください。



みそのどろの出し方

《申込制》

各地区の収集月(●印が入った月が収集月ですので、事前に申し込んでください。)

収 集 地 区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中央	西難波町、東難波町、蓬川荘園、神田北通、神田中通、神田南通、北城内、北竹谷町、北大物町、玄番北之町、昭和通、昭和南通、大物町と東大物(小田地区を含む)、竹谷町、建家町、西大物町、西本町、東本町、南城内、宮内町、大高洲町、開明町、築地、中在家町、初島町全域、東海岸町、東高洲町、東向島、松島町全域、御園町、玄番南之町、汐町、寺町、西海岸町、西桜木町、西高洲町、西本町北通、西御園町、西向島町、東桜木町、東浜町、南竹谷町	●			●			●			●		
小田	金楽寺町、長洲中通、長洲西通、長洲本通、西長洲町、扶桑町、今福、梶ヶ島、杭瀬北新町、杭瀬寺島、杭瀬本町、杭瀬南新町、常光寺、長洲東通、久々知、久々知西町、潮江、浜、下坂部(園田地区を含む)、次屋、西川、神崎町、善法寺町、高田町、額田町、弥生ヶ丘町		●			●			●				●
大庄	扇町、大浜町、未広町、鶴町、道意町、中浜町、平左衛門町、丸島町、元浜町、大庄川田町、琴浦町、水明町、崇徳院、菜切山町、浜田町、蓬川町、大島、大庄中通、大庄西町、武庫川町、稲葉荘、稲葉元町、大庄北、西立花町2丁目14・20~27・33~35番、西立花町3丁目12~14・17~20番、西立花町4・5丁目			●			●			●			●
立花	塚口町、富松町、武庫之荘東(武庫地区を含む)、塚口本町1~7丁目、南武庫之荘1~5丁目(武庫地区を含む)上ノ島町、栗山町、南塚口町(園田地区を含む)、立花町、水堂町(武庫地区を含む)、三反田町、七松町、西立花町1丁目、西立花町2丁目1~13・15~19・28~32番、西立花町3丁目1~11・15・16番、東七松町、南七松町、大西町、尾浜町、名神町(小田地区を含む)	●			●			●			●		
武庫	武庫之荘、武庫之荘本町(立花地区を含む)、武庫之荘西、常吉、武庫の里、武庫豊町、常松、西昆陽、武庫町、武庫元町、南武庫之荘6~12丁目			●			●			●			●
園田	塚口本町8丁目、御園、南清水、上坂部、東塚口町、瓦宮、口田中、小中島、若王寺、猪名寺、食満、田能、椎堂、東園田町、戸ノ内町		●			●			●			●	

申込み・出し方など

家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999/ ☎06-6409-1193)に収集の申込みをする。



収集に出す準備をする。

※どろは乾燥させた後、ポリ袋(指定袋以外)などに入れ、「どろ」と書いたメモをはってください。

※袋1つ分のどろは、大人1人が持ち上げられる量(10kg程度)までにしてください。

※どろの中の異物(空き缶や金属製のものなど)は必ず取り除いてください。



収集日の当日朝8時まで、車の通る道路わきに出す。

※定期収集のごみとは離して出してください。



地域清掃ごみの申込みについて 《申込制》

まちの美化運動の一環として、地域の清掃活動等を定期的に行う市民団体や市民グループ等から出たごみを申込制で収集します。

なお、事前に登録が必要となります。また、収集できないごみもありますので家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999/ ☎06-6409-1193)へお問合せください。

各地区のごみの収集曜日

(指定の日が祝日の場合も通常どおり収集します。)

年末年始の収集日程は、別途、市報あまがさきに掲載します。

※お住まいの町名をよくご確認のうえ表紙の○欄に該当の曜日などをご記入ください。

地区	町名	燃やすごみ	びん・缶・ペットボトル	紙類・衣類	金属製小型ごみ・危険なもの	
1	西昆陽、常松、武庫の里、武庫豊町、常吉、武庫元町	毎週 月・木 曜日	毎週金曜日	毎週火曜日	2回目の水曜日	
2	武庫町、武庫之荘1・2丁目、武庫之荘西、南武庫之荘6~9丁目		毎週火曜日	毎週金曜日	毎週水曜日	3回目の水曜日
3	武庫之荘6~9丁目				毎週木曜日	4回目の水曜日
4	武庫之荘本町、武庫之荘3~5丁目、武庫之荘東				毎週金曜日	5回目の水曜日
5	南武庫之荘1~5丁目	毎週月曜日			毎週水曜日	3回目の木曜日
6	富松町、塚口町3~6丁目	毎週 火・金 曜日	毎週月曜日	毎週水曜日	4回目の木曜日	
7	上ノ島町、栗山町、南塚口町、東塚口町		毎週木曜日	毎週月曜日	2回目の水曜日	
8	塚口町1・2丁目、塚口本町、猪名寺3丁目		毎週金曜日	毎週火曜日	2回目の木曜日	
9	田能3~6丁目、猪名寺1・2丁目、南清水、食満、御園1・2丁目、口田中1丁目、瓦宮1丁目		毎週月曜日	毎週火曜日	4回目の金曜日	
10	田能1・2丁目、椎堂、東園田町2~5丁目	毎週 水・土 曜日	毎週火曜日	毎週木曜日	3回目の金曜日	
11	東園田町1・6~9丁目		毎週木曜日	毎週金曜日	2回目の金曜日	
12	上坂部、御園3丁目、口田中2丁目、瓦宮2丁目、若王寺1・2丁目		毎週金曜日	毎週火曜日	3回目の月曜日	
13	久々知1・2丁目、下坂部4丁目、若王寺3丁目、小中島、善法寺町、額田町、戸ノ内町		毎週木曜日	毎週火曜日	4回目の金曜日	
14	七松町2・3丁目、立花町1~3丁目、水堂町3丁目、南武庫之荘10~12丁目	毎週 月・木 曜日	毎週金曜日	毎週火曜日	4回目の水曜日	
15	稲葉元町、大庄北(国道2号に面した家庭は地区23)、浜田町(国道2号に面した家庭は地区23)、七松町1丁目、西立花町、蓬川荘園		毎週火曜日	毎週水曜日	2回目の金曜日	
16	稲葉荘(国道2号に面した家庭は地区23)、立花町4丁目、水堂町1・2・4丁目		毎週水曜日	毎週金曜日	4回目の火曜日	
17	尾浜町、久々知西町、潮江1・5丁目	毎週 火・金 曜日	毎週木曜日	毎週月曜日	3回目の水曜日	
18	西難波町(国道2号に面した家庭は地区25)、東難波町2~5丁目(国道2号に面した家庭は地区25)、南七松町、西長洲町3丁目		毎週月曜日	毎週水曜日	4回目の木曜日	
19	大西町、三反田町、東七松町、東難波町1丁目、名神町		毎週水曜日	毎週木曜日	3回目の月曜日	
20	神崎町、久々知3丁目、潮江2~4丁目、下坂部1~3丁目、高田町、次屋、西川、浜2・3丁目	毎週 水・土 曜日	毎週金曜日	毎週火曜日	2回目の木曜日	
21	今福、金楽寺町1丁目、杭瀬北新町1丁目、杭瀬寺島(国道2号に面した家庭は地区26)、杭瀬本町1丁目の国道2号以北(国道2号に面した家庭は地区26)、常光寺1・3・4丁目、長洲中通1丁目、長洲西通1丁目、長洲本通1丁目、長洲東通1丁目、西長洲町1丁目、浜1丁目		毎週火曜日	毎週月曜日	3回目の金曜日	
22	北大物町、金楽寺町2丁目、杭瀬北新町2~4丁目(国道2号に面した家庭は地区26)、杭瀬本町2丁目(国道2号に面した家庭は地区26)、常光寺2丁目、昭和通1・2丁目の国道2号以北(国道2号に面した家庭は地区26)、長洲中通2・3丁目、長洲西通2丁目、長洲東通2・3丁目、長洲本通2・3丁目、西長洲町2丁目		毎週木曜日	毎週火曜日	2回目の火曜日	

曜日の数え方

右のカレンダーの場合、木曜日の1回目は1日となり、月曜日の1回目は5日となります。

日	月	火	水	木	金	土
ここは数えません				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

地区	町名	燃やすごみ	びん・缶・ペットボトル	紙類・衣類	金属製小型ごみ・危険なもの
23	大島、大庄西町、大庄中通1～4丁目、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、崇徳院、武庫川町、元浜町、丸島町、大浜町、「稲葉荘・大庄北・浜田町の国道2号に面した家庭」など	毎週月・木曜日		毎週火曜日	2回目の金曜日
24	大庄中通5丁目、水明町、蓬川町、道意町				3回目の金曜日
25	昭神通3～9丁目、昭南通、神田北通、神田中通、神田南通、北竹谷町、宮内町、竹谷町、南竹谷町、西向島町、西高洲町、西本町、玄番北之町、玄番南之町、建家町、西御園町、寺町、汐町、西桜木町、東桜木町、西本町北通、御園町、開明町、中在家町、東海岸町、築地、西松島町、北初島町、南初島町、「西難波町・東難波町の国道2号に面した家庭」など	毎週火・金曜日	毎週水曜日	毎週月曜日	2回目の木曜日
26	昭神通1・2丁目の国道2号以南、西大物町、東大物町、北城内、南城內、大物町、東本町、杭瀬南新町、杭瀬本町3丁目、杭瀬本町1丁目の国道2号以南、梶ヶ島、「昭神通1・2丁目・杭瀬北新町・杭瀬本町・杭瀬寺島の国道2号に面した家庭」				4回目の木曜日

紙類・衣類の収集について

○紙類・衣類は下記の業者が収集しています。(車に前幕で「尼崎市指定回収車」の表示をしています。)

マツダ(株)(回収センターかいこ組合)	☎ 06-6482-1774
共栄紙業(株)	☎ 06-6437-0180
グリーン大本(株)	☎ 06-6418-4477

※各業者の担当地区は次のとおり

地区	町名	担当	地区	町名	担当	地区	町名	担当	
1	全地区	マツダ	12	全地区	大本	20	全地区	マツダ	
2	武庫町	マツダ	13	額田町、戸ノ内町	マツダ	21	全地区	マツダ	
	地区2の上記以外	共栄		地区13の上記以外	大本	22	全地区	マツダ	
3	全地区	共栄	14	全地区	共栄	23	元浜町、大浜町、丸島町、(浜田町の国道2号に面した家庭)	大本	
4	全地区	共栄	15	全地区	共栄		地区23の上記以外	共栄	
5	全地区	共栄	16	全地区	共栄	24	全地区	大本	
6	全地区	大本	17	尾浜町	大本	25	西本町1～6丁目、西本町北通、寺町、御園町、西御園町、東桜木町、西桜木町、開明町、汐町、西高洲町、中在家町、築地、西松島町、北初島町、南初島町、東初島町	マツダ	
7	全地区	大本		地区17の上記以外	マツダ		地区25の上記以外	大本	
8	全地区	大本	18	西難波町(国道2号に面した家庭は地区25)、南七松町	共栄		26	全地区	マツダ
9	田能3～6丁目	マツダ		地区18の上記以外	大本				
	地区9の上記以外	大本	19	東七松町	共栄				
10	全地区	マツダ		地区19の上記以外	大本				
11	全地区	マツダ							

お問合せ先など

内 容	申込み・問合せ先	電 話	受付時間(年末年始を除く)
家庭ごみの分別・収集 (ごみ集積所の事前協議)	家庭ごみ 案内センター (業務課)	☎ 06-6374-9999 FAX 06-6409-1193	平日: 午前8時～午後4時45分 土曜日・祝日: 午前9時～午後4時45分
大型ごみ・臨時ごみの申込み			
路上等で亡くなった動物 (犬・猫等小動物)の引取りの申込み			
不法投棄ごみに関する相談			
し尿の収集	公益財団法人 尼崎環境財団	☎ 06-6409-1313 FAX 06-6409-1317	午前8時～午後4時45分 (月～金曜日(祝日含む))
移動式便所の貸出し (車いすの方にご利用いただける タイプもあります)			
ごみの持込みの予約申込み	クリーンセンター	☎ 06-6409-0101 FAX 06-6409-0210	午前9時 ～午後5時 (月～金曜日(祝日含む))
ごみの減量・リサイクル	ごみ減量政策担当	☎ 06-6409-1341 FAX 06-6409-1277	午前8時30分 ～午後5時15分 (月～金曜日(祝日除く))

スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信中!

収集曜日や出し方、注意点など、ごみ出しに関する情報を配信しています。スマートフォン本体の言語設定に応じて、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・やさしい日本語でも見るすることができます。

ダウンロードは
こちら



事業系ごみ(事業系一般廃棄物)について

※市では収集しません。

- 市内のお店や事務所、事業所、請負などの事業活動に伴って生じるごみは、市では収集しません。事業者が自らの責任で適正に処理してください。
- 事業系一般廃棄物は専門に収集する下記の許可業者と契約するか、自らクリーンセンターに持ち込む(産業廃棄物は除く)などにより、適正に処理してください。なお、事業系一般廃棄物は「尼崎市指定袋(家庭用)」以外の中身が見える透明または半透明の袋を使用してください。

事業系一般廃棄物の

処理については
市ホームページ
をご覧ください。



事業系一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者

(株)摂津 ☎06-6429-1818 (株)阪神衛生 ☎06-6417-8220 (有)松川衛生 ☎06-6438-0291 (有)清菱 ☎06-6437-0660
(有)宮城衛生 ☎06-6437-5117 (有)荒木衛生 ☎06-6417-0775 (有)森衛生 ☎06-6493-5270 (株)飯尾 ☎06-6498-3165
(有)沖田実業 ☎06-6430-9628 尼崎商業事業(株) ☎06-6409-1005 (公)尼崎環境財団 ☎06-6409-1313

- クリーンセンターに持ち込む場合は、前日までに電話またはインターネットで予約が必要です。(有料:10kgあたり123円。)

インターネット
予約はこちら



- 事業系廃棄物適正処理ルールブックについて
事業系ごみについては、処理方法やごみ減量・リサイクルの取組方法などをわかりやすく記載した「事業系廃棄物適正処理ルールブック」をご参照ください。ルールブックについては市ホームページをご覧ください。